

# 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会（第3回）

## 議事次第

日 時：令和3年6月11日（金）

13時00分～15時00分

（Web会議方式）

1. 開会
2. 今後の自動車事故被害者救済対策の骨子案について
3. 意見交換
4. 閉会

（配付資料）

議事次第

出席者名簿

資料1 今後の自動車事故被害者救済対策の骨子案の概要

資料2 今後の自動車事故被害者救済対策の骨子案

### 第3回今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会

#### 出席者名簿

(敬称略、50音順)

#### ○ 委員

- (有識者) 古笛 恵子 弁護士  
福田 弥夫 日本大学危機管理学部長  
堀田 一吉 慶應大学商学部 教授  
宮田 昭宏 千葉県救急医療センター診療部長  
麦倉 泰子 関東学院大学社会学部 教授
- (関係団体) 小沢 樹里 関東交通犯罪遺族の会 代表  
桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表  
古謝 由美 NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事  
徳政 宏一 NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

#### ○ オブザーバー

- 宇田川智弘 一般社団法人日本損害保険協会 理事  
尾西 譲 全国共済農業協同組合連合会 自動車部長  
栗原 拓也 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室 室長補佐  
照井 直樹 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 課長補佐  
濱 隆司 独立行政法人自動車事故対策機構 理事長

#### ○ 国土交通省

- 栞川 直也 自動車局長  
山田 知裕 自動車局審議官  
長谷 知治 自動車局保障制度参事官  
高梨 辰聡 自動車局保障制度参事官室 課長補佐

# 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方 骨子案概要

資料 1

## 療護施設の充実

関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消を図るべき

療護施設全体における空床の発生状況を踏まえた療護施設のあり方を整理するべき

療護センターの老朽化対策を講じるべき

関東地方への小規模委託病床の拡充

療護施設の体制の現状を維持するとともに、提供する「サービスの充実」に重きを置く方向

真に必要な機能確保に努めるほか、最も経済的かつ効率的な方法による老朽化対策を実施

## リハビリの機会確保等

脊髄損傷者が回復期の後、中長期間入院し、リハビリを受けられる病院の確保を進めるべき

維持期・慢性期において十分なリハビリテーションを受けられる場が少ない

高次脳機能障害者の自立訓練を支援して社会復帰を促進すべき

脊髄を損傷し、重度後遺障害を負った方を受け入れる病院を選定・支援

リハビリに意欲的に取り組む協力病院を選定し、重点的に支援するとともに、情報提供を強化

先進的な自立訓練を提供している事業者を試行的に支援し、効果的な支援策を検討

## 介護者なき後への備え

介護者の高齢化等を踏まえ、「生活の場」の確保をさらに進めるべき

介護者なき後に至る前段階から地域で支えるネットワークの構築を支えるべき

現行施策を見直し、自動車事故被害者の受入拡大に資する施策を検討

ニーズに応じた相談先の紹介等につなげられるよう自治体等とのつながり強化を検討

## 事故直後の支援

事故被害者等の精神的ケアを図るとともに、情報提供の充実を図るべき

事故被害者等を対象とした精神的ケアや情報提供の充実を図ることを検討

## 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方(骨子案)

### 1. 療護施設の充実

#### (1) 当面の療護施設のあり方

##### 【現状・課題】

- 全国4箇所に設置・運営している療護センターのほか、平成19年度以降、一般病院への委託病床の設置を各地で進め、療護施設の新設・増床を進めてきたところであるものの、関東地方の療護施設では相当数の待機患者が生じており、その解消が必要。
- 一方で、療護施設全体では相当数の空床が生じている現状もあることから、当面の療護施設のあり方を整理することが必要。

##### 【今後の対応】

- 関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消に向けて、小規模委託病床を関東地方に新たに設置することを目指すべき。
- 当面の療護施設のあり方は、関東地方への新たな小規模委託病床の設置後、当面は療護施設全体の体制を維持するとともに、療護施設において提供される「サービスの充実」に重きを置く方向で検討すべき。
- 療護施設全体の体制の維持にあたっては、当面の間、空床や待機患者の発生状況等の利用状況を注視することとし、その状況を踏まえ、必要が生じた場合には、療護施設の新設・増設の検討をすべき。
- 「サービスの充実」は、自動車事故被害者団体等からリハビリテーションに対する強いご要望をいただいていることを踏まえ、療護施設退院後、在宅介護に移行された方が療護施設においてリハビリテーションを受けられる機会の充実を図る方向で検討すべき。

#### (2) 療護センターの老朽化対策と今後のあり方

##### 【現状・課題】

- 昭和59年設置の千葉療護センターをはじめ、療護センターの経年劣化が進行しており、順次、老朽化対策を講じていくことが必要。
- 療護センターの利用者及びその家族のほか、自動車事故被害者団体より、療護センターが提供するリハビリテーションの充実を期待する声が多く寄せられているところ、ただちにこのような期待の声に応えられる環境ではないことから、期待に応えるための環境整備が必要。

##### 【今後の対応】

- 全国4箇所で設置・運営している療護センターを対象に順次、老朽化対策を講じていくことにより、引き続き自動車事故被害者が安心して利用できる環境を整備すべきであり、まずは最初に設置され、設置後35年以上が経過している千葉療護センターから老朽化対策を実施していくべき。
- 老朽化対策に際しては、限りある財源を最大限有効活用する観点から、これまでの経験に基づいた真に必要な機能の確保に努めるほか、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを検討すべき。
- また、その際には、例えば、「リハビリの充実」など、時代によって変化する利用者ニーズを的確に

捉えることが重要であり、それぞれの療護センターにおいて老朽化対策を行う時期における具体的状況を踏まえて最適な機能強化に取り組むことを検討すべき。

## 2. リハビリテーションの機会等の確保

### (1) リハビリテーションの充実

#### ① 遷延性意識障害の場合

##### 【現状・課題】

- 療護施設における治療によって機能改善が図られた場合であっても、療護施設退院後、その機能を維持し、さらなる改善につなげていくためには、継続的なリハビリテーションを実施していくことが必要不可欠。
- 一方で、遷延性意識障害者が回復期を経過した後の維持期・慢性期において十分なリハビリテーションを受けられる病院や施設等は少なく、その機会を確保することが困難であることが現状との声が自動車事故被害者及びその家族から寄せられている。
- また、短期入院でのリハビリテーションの機会を確保していくためには、国土交通省において指定している短期入院協力病院(以下「協力病院」という。)におけるリハビリテーションの実施体制を強化するための支援やリハビリテーションを積極的に行っている病院の紹介に対するニーズが高いほか、集中的なリハビリテーションを実施するため、短期入院として利用できる入院期間を延長することや療護センターでの短期入院時におけるリハビリテーションの実施に係る要望も多く寄せられている。
- しかしながら、医療行政全体としては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域医療構想や地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進められているところであり、また、遷延性意識障害者が維持期・慢性期におけるリハビリテーションの機会の提供を受けられる病院が今後増加していくことを期待することは難しい状況にもあることから、こうした現状に着目した対策の検討が必要。

##### 【今後の対応】

- 協力病院の中には自動車事故による重度後遺障害者へのリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院も存在すると考えられるため、これらの病院(以下「選定病院」という。)を国土交通省において選定し、独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給者への訪問支援の機会をはじめ、さまざまな機会を捉えて、自動車事故による重度後遺障害者に対して積極的に情報提供していくことを検討すべき。
- また、選定病院におけるリハビリテーションを受けられる環境を維持・充実させていくため、選定病院における自動車事故による重度後遺障害者の受入環境の整備を検討するとともに、リハビリテーションを目的とした短期入院を利用する場合における入院期間の延長を検討すべき。
- これらの取り組みを通じて、自動車事故による重度後遺障害者が居住している地域の中で長期的なリハビリテーションの提供を受けられる環境整備に対応していくべき。
- 加えて、療護センターにおける短期入院時におけるリハビリテーションの実施を検討するとともに、千葉療護センターにおける老朽化対策に際しては、老朽化対策に併せて療護施設におけるリハビリテーション対応の強化に向けた取り組みを試行的に実施することを検討すべき。
- これら療護センターにおける取り組みに関しては、この効果検証を踏まえ、他の療護施設への展開に取り組んでいくことを検討すべき。

## ② 脊髄損傷の場合

### 【現状・課題】

- 急性期から回復期までの病院における治療によって機能改善が図られた場合であっても、病院退院後、その機能を維持し、さらなる改善につなげていくためには、継続的なリハビリテーションを実施していくことが必要不可欠。
- 介護料の受給資格を持つ重度の脊髄損傷者に交通事故から病院(更生施設を含む。)を退院するまでの期間を調査したところ、約7割の者が1年以上の期間を要していることが明らかになった一方で、重度の脊髄損傷者が回復期を経過した後の維持期・慢性期において十分なリハビリテーションの機会の提供を受けられる病院や施設等は少なく、その機会を確保することが困難であることが現状との声が自動車事故被害者及びその家族から寄せられている。
- また、短期入院でのリハビリテーションの機会を確保していくためには、協力病院におけるリハビリテーションの実施体制を強化するための支援やリハビリテーションを積極的に行っている病院の紹介に対するニーズが高いほか、集中的なリハビリテーションを実施するため、短期入院として利用できる入院期間を延長することや療護センターでの短期入院時におけるリハビリテーションの実施に係る要望も多く寄せられている。
- しかしながら、医療行政全体としては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域医療構想や地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進められているところであり、また、重度の脊髄損傷者が維持期・慢性期におけるリハビリテーションの機会の提供を受けられる病院が今後増加していくことを期待することは難しい状況にもあることから、こうした現状に着目した対策の検討が必要。

### 【今後の対応】

- 回復期以後においても引き続き、病院に入院してリハビリテーションをはじめとした治療を受ける必要があると認められる自動車事故により脊髄を損傷し、重度後遺障害者となった者を受け入れる病院を選定し、これらの者を受け入れる環境整備を検討すべき。
- 協力病院の中には自動車事故による重度後遺障害者へのリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院も存在すると考えられるため、これらの病院(以下「選定病院」という。)を国土交通省において選定し、独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給者への訪問支援の機会をはじめ、さまざまな機会を捉えて、自動車事故による重度後遺障害者に対して積極的に情報提供していくことを検討すべき。(再掲)
- また、選定病院におけるリハビリテーションを受けられる環境を維持・発展させていくため、選定病院における自動車事故による重度後遺障害者の受入環境の整備を検討するとともに、リハビリテーションを目的とした短期入院を利用する場合における入院期間の延長を検討すべき。(再掲)
- これらの取り組みを通じて、自動車事故による重度後遺障害者が居住している地域の中で長期的なリハビリテーションの提供を受けられる環境整備に対応していくべき。(再掲)

## ③ 高次脳機能障害の場合

### 【現状・課題】

- 社会的行動障害や記憶障害などの高次脳機能障害特有の症状は自立生活を送っていく上で必要不可欠な日常生活や一般企業への就労、職場復帰に向けた大きな障壁となるケースが多

くあることが想定される一方、個々人によって違う症状に対する高次脳機能障害者の対応力向上が図られれば、社会復帰等につながる可能性がある。

- しかしながら、高次脳機能障害の特性上、急性期や回復期の病院を退院した後、日常生活を送る中で症状が顕在化する場合もあり、この場合においては、回復期病院における入院可能な期間を経過している場合も多く、適切な治療を受ける機会が失われてしまっている場合もあるとの声が自動車事故被害者及びその家族から寄せられている。
- さらに、高次脳機能障害者の対応力向上にあたっては、病院での治療等のほか、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第213号)に基づく障害福祉サービスとして自立訓練(機能訓練・生活訓練)が提供されているが、高次脳機能障害者の特性を踏まえた対応も可能な事業者は多くないとのも自動車事故被害者及びその家族から寄せられている。

#### 【今後の対応】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供している事業所のうち、高次脳機能障害者を対象に実施している社会復帰等に向けた先駆的な取組みを広げていくため、環境整備に向けた施策を検討すべき。

### (2) 短期入所を利用する際における医療行為への対応力の向上

#### 【現状・課題】

- 自動車事故による重度後遺障害者の短期入所(ショートステイ)の利用を促進することは将来的な介護者なき後への備えや緊急時への対応の観点から重要であることから、平成25年度より国土交通省において短期入所協力施設の指定を進め、全国で136箇所(令和3年5月末現在)の指定を行っているものの、その利用は低調に推移。
- その要因としては、夜間の医療行為や社会的行動障害への対応が可能な施設が限定的であることが考えられるため、その対応策の検討が必要。
- こうした状況にあることを踏まえ、具体的に必要としている医療行為等について介護料の受給資格を持つ者に調査したところ、脳損傷の場合には喀痰吸引、経管栄養、服薬への対応が必要な方が多く、次いで気管切開をされている方も一定数いらっしゃる事が判明するとともに、脊髄損傷の場合には大半の方が導尿カテーテルへの対応を必要とされ、次いで服薬への対応を必要とされる方がいる状況にあることが判明。

#### 【今後の対応】

- 介護料の受給資格を有する者が必要としている医療行為等の内容を念頭におきながら、短期入所協力施設のうち、自動車事故による重度後遺障害者の利用実績の多い施設を個別に調査・分析。その結果を踏まえ、短期入所協力施設における自動車事故による重度後遺障害者の利用促進に資する施策の検討を行うべき。

## 3. 介護者なき後への備え

### (1) 生活の場の確保

#### 【現状・課題】

- 介護者の高齢化の進行等を踏まえ、自動車事故被害者の「介護者なき後」に備えた生活の場の確

保に向けた自動車事故被害者及びその家族の不安解消に向けた対応策の検討は喫緊の課題。

- 平成30年度より自動車事故による重度後遺障害者の受け入れを行っている障害者支援施設等の支援を行い、すでに障害者支援施設等に入所している自動車事故による重度後遺障害者の受入環境の改善に効果は出ているものと考えられるものの、自動車事故被害者の新規受入拡大に向けた施策としてはさらなる改善が必要。
- また、自動車事故被害者やその家族が自ら「介護者なき後」の生活の場を確保する動きも見られているものの、その立ち上げに要する準備には多くの困難があるとの声が寄せられているほか、「介護者なき後」に至る前段階から自動車事故被害者を地域として支えるネットワークを構築することが必要との声も寄せられている。

### 【今後の対応】

- 介護者なき後の生活の場の確保にあたっては、自動車事故による後遺障害はその態様によってさまざまな症状があり、必要となる生活の場の環境もさまざまであることを踏まえつつ、自動車事故被害者の受入拡大に資する環境整備を進める方向で検討すべき。
- また、「介護者なき後」に至る前段階においても、自動車事故被害者が居住する地域に存する医療・福祉に係る社会的資源とのつながりを持つことは将来に向けた不安の軽減につながると考えられることから、独立行政法人自動車事故対策機構において地方公共団体・障害福祉関係団体との連携の強化を図り、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るべき。
- 上記検討に際しては、障害者福祉施策を所管している厚生労働省との連携を十分に図りながら取り組むべき。

## (2) 介護者なき後における財産管理・身上監護

### 【現状・課題】

- 後見人の選任について、当事者やその家族の意にそぐわない者が選任され、不安・不満を募らせているケースがあり、その解消が必要。
- 後見人の報酬について、実際の事務内容や負担等にそぐわない高い報酬が成年被後見人の保有している財産に応じて設定されるとの声があり、その解消が必要。
- これらの成年後見制度に係る課題に関しては、これまで成年後見制度利用促進専門家会議において身上保護等の観点も重視した後見人の選任や利用者の意見を踏まえた後見人等の報酬の検討などの考え方が「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日)」において示されている。

### 【今後の対応】

- 自動車事故被害者において顕在化している介護者なき後における財産管理や身上監護に係る課題への対応については、「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日)」において、概ねその解決に向けた考え方が示されている事を踏まえ、まずは成年後見制度所管官庁における同報告書を踏まえた成年後見制度全体としての取組みを注視するとともに、全体の議論では救われない自動車事故被害者特有の事象が生じることはないか、継続して検証を行うべき。



## 4. 自動車事故被害者への情報提供の充実等

### (1) 自動車事故被害者を対象とした情報提供の充実

#### ① さまざまな段階における相談支援や情報提供の充実

##### 【現状・課題】

- あらゆる時期において自動車事故被害者が相談支援を気軽に受けられる環境の整備や独立行政法人自動車事故対策機構等による幅広い関連情報の提供を求める声が寄せられている。

##### 【今後の対応】

- 全国50箇所支所等が設置されている独立行政法人自動車事故対策機構は、自動車事故被害者及びその家族、遺族を構成員とする団体との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実を図ることについて検討すべき。

#### ② 事故直後の自動車事故被害者向け情報提供の充実

##### 【現状・課題】

- 自動車事故に遭った直後の被害者が突然のことで混乱をしてしまうことが想定される場所、その時々における「記録」をしっかりと整理して残すことが、後々重要となる場合がある。
- 犯罪被害者一般を対象にした「記録」を残すことをサポートするツールの作成は民間において行われているものの、交通事故に特化したツールの提供を求める声が寄せられている。

##### 【今後の対応】

- 犯罪被害者を対象とした「被害者ノート」(発行:「途切れない支援を被害者と考える会」)が作成されているところ、自動車事故被害の観点からさらに内容を充実させることにより、自動車事故被害者にとって、より効果的なツールとした「被害者ノート」の作成を検討すべき。
- 国土交通省において作成している「交通事故にあったときには」の冊子を多くの方に知ってもらうとともに、自動車事故被害者の手元に届くよう、その周知・広報の実施方法について検討すべき。

### (2) 当事者団体・遺族への支援

##### 【現状・課題】

- 自動車事故被害者やその家族、あるいは遺族がお互いに悩みを分かち合い、支えあう会として、当事者団体が存在しているところ、相談業務等における当事者の負担は大きい。
- また、自動車事故により親や兄弟を失った子どもなど、遺族の精神的なケアが必要であるが、自動車事故の被害による遺族を対象とした体系的な取組みを求める声が寄せられているものの、現状、これに対応する取組みは存在していない。

##### 【今後の対応】

- 自動車事故による被害に遭った当事者やその家族、遺族は身体的なダメージのほか、精神的なダメージを同時に抱えているものの、精神的なケアに着目したサポート体制は整っていない現状を踏まえ、自動車事故による被害に遭った当事者やその家族、遺族を対象とした精神的なケアに係る環境整備を検討すべき。